

(公表)

第18条 知事は、必要があると認めるときは、前条の規定による勧告に従わない施設管理者が管理する公共的施設の名称、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該施設管理者に意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 「施行規則」

(事務の委任)

第1条 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、保健福祉事務所に委任する。

(3) 条例第18条第1項の規定により、公共的施設の名称等を公表すること。

(4) 条例第18条第2項の規定により、施設管理者に意見を述べる機会を与えること。

(公表)

第7条 条例第18条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公共的施設の名称

(2) 公共的施設の所在地

(3) 違反の事実

(4) 勧告の内容

(5) その他知事が必要と認める事項

2 条例第18条第1項の規定による公表は、神奈川県公報に登載するほか、広く県民に周知させる方法により行うものとする。

#### 【趣旨】

本条の規定は、前条の勧告によっても、施設管理者が受動喫煙防止のための措置の是正を図らない場合において、県民に対してその事実を公表し、受動喫煙を避けるために必要な情報提供することによって、県民が不意の受動喫煙に遭遇することを回避しようとするものである。

#### 【解説】

施設管理者が前条の規定による勧告に従わない場合は、その後の手続は処分となり、次条に規定する命令、命令に従わない場合の罰則（第23条第1項第2号）に移行することとなる。

しかしながら、このようにして施設管理者に罰則を適用することとしても、そのことによって、当該施設管理者が管理する公共的施設において、受動喫煙を防止するための措置が講じられるというものではないから、当該公共的施設の利用者が、不意の受動喫煙に遭遇する可能性が生ずることとなるので、施設管理者が、前条に規定する勧告に従わないことが明らかになった段階で、県民に対して受動喫煙を避けるために必要な情報を提供することとしたものである（第1項）。

そして、公表によって、施設管理者（事業者）が、世間の注目を集めるということも事実（平成18年12月14日東京地方裁判所判決にいう事実上の不利益効果）であるので、この公表に先立つ勧告の内容に誤りがないことを確認するという観点も踏まえ、前条の規定により勧告を受けた施設管理者に対して、不利益処分における弁明の機会の付与（神奈川県行政手続条例第13条第1項第2号）に準じて、意見を述べる機会を与えることとしたものである。（同条例第30条第2項）

なお、神奈川県行政手続条例では、こうした公表について、第30条第2項において、「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、他の条例で定めるところにより、その相手方に意見を述べる等の機会を与えた上で、行政指導の事実その他当該条例で定める事項を公表することを妨げない。」と規定しているところである。